

令和2年5月29日

各部局長 殿

理事（教育・附属学校園担当）

丹 沢 哲 郎

令和2年度前学期の授業科目の成績評価等について

本年度前学期の授業科目の成績評価等については、下記のとおりとしますので、各部局長におかれては、対応方よろしく申し上げます。

記

1. 前学期の授業科目の成績評価（期末試験の実施を含む。）について

- (1) 本年度前学期において、在宅授業のみ実施する授業科目の成績評価は、学生を大学に登校させて期末試験を実施せず、学務情報システム等を通じて、オンライン上で提出させるレポート、小テスト等を課すことにより実施することを原則とする。
- (2) 在宅授業のみ実施する科目の成績評価は、上記（1）を原則とするが、各部局長が特に必要と認めた場合は、令和2年度行事予定表に記載の週（令和2年8月3日（月）～7日（金））に、学生を大学に登校させて教室等で試験を実施すること（以下「対面による前学期試験」という。）ができるものとする。
ただし、通常の対面授業と同様、「新型コロナウイルス感染症対策のための対面授業実施上の留意事項について（令和2年5月15日新型コロナウイルス感染症に関する静岡大学対策本部決定）」（以下「対面授業実施上の留意事項」という。）に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じることができることを前学期試験の実施の要件とする。
- (3) 対面授業を実施する授業科目の成績評価のために、各部局長の判断で、対面による前学期試験を実施することができるものとする。
ただし、通常の対面授業と同様、「対面授業実施上の留意事項」に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じることができることを前学期試験の実施の要件とする。
- (4) 3密対策等の感染防止対策の観点から、各部局長の判断で、令和2年度行事予定表に記載の週（令和2年8月3日（月）～7日（金））以外の日に、対面による前学期試験の実施日を設定することができるものとする。（この場合でも、成績評価の入力期限は遵守すること。）
- (5) シラバスに記載の成績評価方法から変更がある場合は、学務情報システム等により、速やかに学生にその旨を周知すること。

2. 前学期の対面授業の出欠の取扱いについて

- (1) 風邪症状等がある場合、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」による登校停止措置により欠席扱いとしない取扱いとしているが、当該通知に該当しない学生についても、感染リスクを考慮し、対面授業の欠席の申出があった場合には、対面授業の欠席を認め、欠席扱いにはしないこととする。（ただし、これにより当該学生に対し、課題やレポートの提出等を免除するものではない。）
- (2) 上記（1）に該当する学生の成績評価（単位認定）は、レポートの提出や小テストの実施等、大学に登校しなくても学生が対応可能な方法により行うものとする。
- (3) 対面授業の欠席の連絡は、学生から、遅くとも当該授業日の前日までに電子メール等により、授業担当教員に連絡させることとする。（授業担当教員の連絡先が不明な場合は、各学部等の学務担当係（全学教育科目については、静岡キャンパスは学務部教務課教務係、浜松キャンパス浜松教務課共通教育係）宛てに連絡させるものとする。）
- (4) 本日現在静岡県外にいる学生の登校については、全学の方針として特に制限は課すことは考えていないが、部局長の判断で何らかの制限を課す場合は、その旨を直ちに学生に遺漏なく周知すること。

3. 前学期の補講について

- (1) 令和2年度行事予定表に記載の前学期の補講日（令和2年7月26日（日））に、対面授業形式による補講を実施する場合は、通常の対面授業と同様、「対面授業実施上の留意事項」に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを実施の要件とする。
- (2) 令和2年度行事予定表に記載の前学期の補講日（令和2年7月26日（日））以外の日に、各部局長の判断で、対面授業形式による補講を実施することができることとするが、上記（1）と同様、「対面授業実施上の留意事項」に基づき、3密対策等の感染防止対策が講じられていることを実施の要件とする。
- (3) 各部局において、上記（1）又は（2）により対面授業形式で補講を行う科目が生じた場合又は在宅授業形式で補講を行う科目が生じた場合には、学務情報システム等により、速やかに学生にその旨を周知すること。

【本件担当】

学務部教務課教育企画係

E-mail:gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp